

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高島市長

市町村名 (市町村コード)	高島市 252123
地域名 (地域内農業集落名)	朽木地域 雲洞谷地区 (雲洞谷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月30日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・水稻栽培が中心。
- ・中山間地域であり、傾斜地が多く、農地の保全に多大な労力を要する。
- ・山に囲まれており、獣害被害があり条件が悪い。
- ・農業従事者の高齢化と後継者不足が大きな課題である。(10年後は11人全員が70歳以上)
- ・現在の耕作者は可能な限り耕作を続ける意向があるが、今後の農地の引継ぎ先についてはまだ決定しておらず、協議を継続していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・作物の生産や栽培方法は担い手に一任する。
- ・条件が悪い農地も将来的に荒廃しないよう、粗放的な管理に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	19.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	19.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	3.1 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

・継続して集落での話し合いを行い、目標地図の見直しを行うなかで、農地の集積・集約化の取組を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

・新たな担い手を確保できた際には、農地中間管理機構を通じた農地の賃借を基本とする。

(3) 基盤整備事業への取組方針

・集落内の農業従事者が少なくなると、施設の維持は困難になる。他地域の取り組みも研究し、できる内容を検討していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

・地域内外から意欲ある農業経営の拡大や新規就農等の希望がある場合は、意向を踏まえながら関係機関と連携し対応する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

・JA等から情報提供を受け、必要があれば適時検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①既設獣害防止柵の定期的な維持管理や補修作業を実施するために定期的な見回りを行い適切に管理する。

⑩目標地図と異なる利用を検討する場合は、隨時組合内で対応を協議し、計画の変更を市に申し出る。